

後期高齢者医療制度のお知らせ

～減額認定証の更新と医療費通知について～

■減額認定証をお届けします

- 住民税非課税世帯の方で昨年度申請をされた方を対象に新しい減額認定証を送ります。

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院した際の医療費や食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は、平成22年7月31日にて有効期限が満了となり、8月以降のご使用ができなくなります。7月中に新しい減額認定証を郵送しますので、8月1日からご使用下さい。

なお、減額認定証の用紙はオレンジです。



住民税非課税世帯の区分 I・区分IIの適用	
区分II	世帯全員が住民税非課税である方
区分I	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方 高齢福祉年金を受給されている方

■医療費通知の送付を希望される方へ

- これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付していましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。
- 今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが、下記役場担当までご連絡ください。

※すでに「送付を希望する」旨ご連絡いただいた方は、再度のご連絡は必要ありません。

■ジェネリック医薬品希望カードをご利用ください

「ジェネリック医薬品」とは・・・

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があり、新薬の特許期間が切れた後に新薬と同じ有効成分でつくられる後発薬のことをジェネリック医薬品といいます。

ジェネリック医薬品は、効き目や安全性も新薬とほぼ同じで、価格が安いので薬代の負担を軽減することができます。

ジェネリック医薬品希望カードは、役場担当窓口で差し上げますので、お気軽に申し出てください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062

札幌市中央区南2丁目14丁目国保会館6階

☎ 011-290-5601

津別町役場保健福祉課

後期高齢者医療担当 ⑥番窓口

☎0152-76-2151(内線228・229)

町営住宅「まちなか団地」を建設します

●かいわいの形成

計画地周辺は空き家が目立ち、寂しい印象を受けます。そこに団地をつくることで、この地域に賑わいと活気ができ、「かいわい」のある津別町の新しいまちづくりの出発点になればと考えます。
単なる住みやすい公営住宅にとらわれず、みんなに親しまれ、あたらしいコミュニケーションが育まれる、そんな「まちなか団地かいわい」の実現を目指します。



※1工区の建設イメージ

民間型手法による町営住宅の買取

旧営林署跡地に町営住宅を建設します。建設手法については、民間活力による良質かつ建設コストの圧縮を主眼として、地元へ本社又は支店が所在する業者を対象とし、公募型のプロポーザル選考(提案型)で2ヶ年1工区として、平成22年から平成27年までに66戸の建設を予定しています。

町が示した基準で民間業者が建設したものを町が買い取りするという、新しい方法で建設します。

買取事業の内容

1工区は平成22年度12戸、平成23年度6戸の2ヶ年で18戸を建設、買い取りすることになっていて、予算に関しては継続費を設定し、各年次の予定される買い取り価格を計上しています。

○津別町町営住宅まちなか団地(1工区)買取事業年次計画

平成22年度～平成23年度 公募型プロポーザルによる 住戸タイプ別買取戸数	住居タイプ			買取戸数
	1LDK	2LDK	3LDK	
平成22年度	4戸	6戸	2戸	12戸
平成23年度	3戸	2戸	1戸	6戸
合計	7戸	8戸	3戸	18戸
その他付帯工事		1工区内 道路・通路等外構工事一式		